

## 5 洗脳教育と教育警察委員会(岐阜県議会)

長屋修は「速度比較の原理」の内容が「世界共通の常識」に帰着することを見だし、欠陥教育の理由を誰にでも分かるようにした。そして、この画期的な説明方法を取り入れた新たな速度概念に関する教育を、岐阜県立各務原高等学校において実践したのである。

岐阜県教育委員会は、世界共通の常識に対する反論が不可能な為、長屋修に執拗な弾圧をかけて新たな速度概念の教育を禁止した。ここで注意すべきは、かかる弾圧に拠る犠牲者は長屋修でなく、今後も世界共通の常識に反する教育を否応なく受けさされる国民や世界中の子供達であることである。また、弾圧による原理（しかも世界共通の常識）の抹殺は、世界に対する挑戦に他ならない。

上記の岐阜県教育委員会の異常かつ不法行為につき、長屋修は岐阜県議会（教育警察委員会）に陳情を行った。今後、岐阜県から起こった世界的な事件、そして岐阜県議会の動向に注目するところである。

岐阜県議会議長 様

平成23年3月31日

陳情者

長屋 修 印

### 教育界の弾圧事件についての陳情

#### 趣旨

従来 of 教育の欠陥が世界共通の常識に基づき証明され、私は正しい教育を実践しました。すると、岐阜県教育委員会や政権与党は反証を行わず、いわば独裁的権力の行使によって抹殺しました。また、教育に関して責任や使命を負っている者達も事件を黙止・黙殺する有り様です（この者達を以下では纏めて守旧派と云う）。その為、教育的な問題が法的、政治的、社会的、世界的問題と化したのです。正常な教育社会にして頂きたく、この陳情に及んだ次第です。

#### 理由

##### 1 世界共通の常識に反する従来 of 教育

- ① 宇宙には、互いに運動している無数の物体が存在している。そして、ある物体Aの速度を求めようとすれば、相手となる物体を一つ選定し、それを指標として明確にしておく必要がある。何故ならば、速度は相対的にしか分からないし、指標となる物体は無数にあるからである。勿論、指標の選定は全く自由である。従って、指標の選び方で物体Aの速度（相対速度のこと）は様々に変わってくる。この様な速度（運動）の相対性に関しては従来 of 学問の基礎として論じられてきており、以下の話の為の再確認である。
- ② さて、速度は、比較してこそ意味を持つものである。そこで、例えばA君とB君の速度の比較（競争）を考えてみよう。このとき①に基づき、A君は

指標 x を選び、B 君は指標 y を選んで競争するとする。しかし、このような状態では公平な競争にならず、よって速度の比較の意味が失われてしまうことは自明である。より詳細な説明は、

【世界規模の間違い <http://st-nagaya.jp/>】

の内の、添付資料 A [欠陥教育の証明] に掲載。

- ③ 古今東西、あらゆる所で様々な競争（速度の比較）が行われている。そのとき、運動の指標（以下ではゴールと云う場合もある）が一つに限定されていなければ競争が成り立たない。この事実は、速度を比較する際の必要不可欠な限定条件であって、今日では子供達でさえも当たり前という世界共通の常識である。守旧派にしても、速度の比較の際にゴールを一つに限定する必要があることは、否定不可能な事実として十分に承知している。例えば、競輪や競馬を知らぬ筈がないからである。そこで、かかる世界共通の常識を簡単の為に「速度比較の限定条件」と仮称しておいて話を続ける。
- ④ ところで、速度比較の限定条件（世界共通の常識）は、教科書は勿論、辞書や百科事典、専門書にも載っていない。つまり、従来 of 学問（教育）は②で結論した通り、速度の比較の意味を失っているという証である。また、従来 of 学問は世界共通の常識に反しているという証である。

## 2 法に基づいた速度比較の限定条件に関する教育

- 私は 2008 年 10 月、学校教育法：第二章義務教育第二十一条の六、高等学校学習指導要領：第 2 章第 4 節数学第 1 款目標、教育基本法：第一章第三条生涯学習の理念等に基づき、子供達に速度比較の限定条件（世界共通の常識）を教えた。ところが、守旧派から、この教育禁止の弾圧をかけられたのである。その理由を何度も問い質したが、教科書に載っていないことは教えるな、と弾圧をかけてくるばかりであった。なお、詳細な経緯・証拠については添付資料 B [教育界の弾圧（子供達への精神的虐待）] に掲載。

## 3 守旧派の子供達に対する精神的虐待および洗脳教育

- ① 本弾圧事件で最も重要なのは、守旧派が子供達に対し、非常識な教育（試験）でも逆らえば不合格とする旨の、悪しき権力の使い方の実践教育をしたことである。また、子供達に精神的虐待を加えたことである。
- ② 本弾圧事件を知らない子供達に対しては、守旧派が非常識な教育を承知のいわば洗脳教育を行っているのである。これら①と②の事実は、児童の権利に関する条約：第 17 条および第 28 条に抵触すると考えられる。

## 4 政権与党の対応

- ① 2009 年、政権与党の 333 名の国会議員および菅総理や伸子夫人に本弾圧事件を訴えたところ、一年三カ月を経てようやく各務原市役所で会談がもたれた。結論は教育委員会を擁護するものであるが、その理由は、気違いじみた屁理屈であったことを特筆しておく。そして、憲法における教育の義

務と税という深遠な問題も浮上していることに注意されたい。これら詳細は添付資料C [洗脳教育と日本の対応] に掲載。

- ② 守旧派が速度比較の限定条件（世界共通の常識）の反証をすれば、私が市内にチラシ（サンプル添付）を4万部ほど配布した行為、及びホームページの記事は幾つかの法に抵触し、罪に問われるのは間違いない。反証しなければ、守旧派が国民や世界中の子供達に対する罪を犯しているのである。斯様な事実の放置は、法治国家、特に日本では許されることではない。

## 5 守旧派の学問発展の妨害および世界に対する背信行為

- 学問の基礎に限定条件がある場合と、その限定条件が無い場合では、関係する学問の枠組みが全く異なってくることは自明である。従って、速度比較の限定条件（世界共通の常識）の教育は、初等教育に端を発する学問革命である。言うまでもなく、守旧派の速度比較の限定条件の抹殺は、学問の発展を妨害する極めて悪辣な行為である。そして、守旧派の世界に対する背信行為に他ならない。

以上、岐阜県から起こった教育界の弾圧事件および関連事件に関する陳情の趣旨と理由です。かかる現状をただす可く御尽力の程、宜しくお願い申し上げます。

## 同封書類

- |   |  |    |
|---|--|----|
| 1 | 2011年3月12日付け教育警察委員会委員長宛て手紙の写し<br>(本文1枚、添付プリント4枚) | 1部 |
| 2 | チラシのサンプル (B4版、青字)                                | 1枚 |
| 3 | 添付資料一式   |    |
|   | [世界規模の間違い] (表紙)                                  | 1枚 |
|   | 添付資料A [欠陥教育の証明] (3頁)                             | 1部 |
|   | 添付資料B [教育界の弾圧 (子供達への精神的虐待)] (本文13頁)              | 1部 |
|   | 資料Bに添付の証拠  |    |
|   | ・証拠A 独立法人国民生活センター宛て3通の手紙の写し(10枚)                 | 1部 |
|   | ・証拠B 政権与党の333名の国会議員への訴え(手紙2頁、一覧8頁)               | 1部 |
|   | ・証拠イ 2007年度武蔵高等学校中学入試問題解答解説(2頁)                  | 1部 |
|   | ・証拠ロ 平成20年度「理数科指導の手引…」について(依頼)の写し                | 1枚 |
|   | ・証拠ハ " " 提出伺いの稟議書写し                              | 1枚 |
|   | ・証拠ニ " " 提出書類の表紙の写し                              | 1枚 |
|   | ・証拠ホ チラシ(2と同じもの)                                 | 1枚 |
|   | ・証拠ヘ 学問充足律騒動記の写し(2頁)                             | 1部 |
|   | ・証拠ト 通話明細(4頁)                                    | 1部 |
|   | ・証拠チ 人間社会と算数・数学の写し(7頁)                           | 1部 |
|   | ・証拠リ 平成20年10月13日付け意見書の写し(2頁)                     | 1部 |

・証拠ヌ	平成20年10月22日の ■■■ 校長(■■■ 教頭同席)の反論の写し	1枚
・証拠ル	平成20年10月29日付け意見書の写し	1枚
・証拠ヲ	鉛筆で印の付けられたプリントの写し(3枚)	1部
・証拠ワ	教育委員の電話を校長がメモし教頭が裏書きしたものの写し	1枚
・証拠カ	平成20年11月19日付け文書の写し	1枚
参考資料	「洗脳教育と国連の対応」(2頁)	1部
添付資料C	「洗脳教育と日本の対応」(4頁)	1部

## 各政党の対応は…

議員達は「子供は国の宝」「国民の為」と言う。実際、議員がこの“言”を反故にすれば、国民の血税を食い荒らす議員バッジをつけたペテン師(鳩山さんも)と呼んで構わない。そして「教育界の弾圧事件はこの言の試金石」である。

上に述べた試金石たる要望を、共産党、公明党、国民新党、自由民主党、社会民主党、たちあがれ日本、みんなの党に提出しておいた。各政党の対応を十分に見届けておくと、国の先行き、また自身のために必ずや有益である(よって各政党に対して下記の通知を行っておいた)。

-----  
件名: 教育界の弾圧事件  
差出人: 長屋修 < [standard@st-nagaya.jp](mailto:standard@st-nagaya.jp) >  
宛先: ○○○○○○  
送信日時: 2011年6月15日21時25分から

> ○○○○○党の皆様。かねてより、教育界の弾圧事件に関するお願いをしてきました。この事件が「世界中の子供達に対する非常識な洗脳教育」「教育の義務と納税の義務の非合理」「学問の発展の妨害」等の重大な問題へと発展しているからです。それから【教育警察委員会(<http://st-nagaya.jp/doom3.pdf>)】への陳情も行っていますが、ここに再度、問題の解決をお願いいたします。  
> 上記事件の鍵である「世界共通の常識」の下では、貴方方も私も同じ立場におかれています。従って今、貴方方にも、世界共通の常識に反する洗脳教育から子供達を守るべく責任や使命が生じているのです。  
> 蛇足です。かかる洗脳教育の対象は貴方方のお子さんや身内を含む世界中の子供達ですから、この事件を抹殺したり黙止すれば人間性を失うことに御注意。

## 重要かつ確認事項

この【世界規模の間違い(第一部)】の主人公は世界中の子供達であり、事件の鍵となるのは物理的な「速度比較の原理」と名付けられたものだが、世界共通の常識という誰にでも分かる事柄である。ただし、それは以下に述べる通り、人間の考

え方や言動、将来を左右する重要な事柄である。

速度を比較する際の指標の設定は一つに限定しなければならないという速度比較の原理（世界共通の常識＝限定条件）、これは小学生を対象とする初等教育の問題と思うのは大変な間違いである。何故なら、この限定条件を表す言葉が教科書や学術書、辞書や百科事典等に載っていないからである。つまり、限定条件から始まる学問と、限定条件がなく始まる学問では、後に導かれる理論が異なってくることは自明であるからである。その格好の例を挙げておくと、ガリレイが速度比較の原理を知っていたなら相対性原理は構築できていないし、従ってアインシュタインも相対性理論を提唱できなかつたということである。

ところで、民主党は政権公約の一つとして「質の高い教育を提供する」と明記しているが真っ赤な嘘、「我々が（学問の会の主張を）間違っていると判断した」と言い切って速度比較の原理を抹殺した。この遣り取りの一部始終は前項の「欠陥教育と日本の対応（菅総理と伸子夫人宛の手紙）」に掲載。つまり、弾圧を加えてまで従来の非常識な学問・教育を踏襲する教育委員会の擁護に回ったのである。この事実はまさに、絵に表した如く鮮明なる“守旧派の権威と権力の極悪二人三脚”の構図に他ならない。

子供達は非常識な教育を受けさせられていることを知らない。これが洗脳教育の恐ろしさであって、守旧派の権威・権力者が作り出した悲劇である。また、日本国憲法：第三章第二十六条に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」との定めがあるが、無償と言っても、その費用は税金で賄われているから親から子へという順繰りの自己負担なのである。言い替えれば、一般大衆は、搾り取られた税金で否応なく非常識な洗脳教育を受けさせられているというわけである。更に、人類の知的財産である筈の速度比較の原理を、守旧派の権威・権力者達は反証せずに抹殺した。これは世界に対する背信行為、挑戦である。

## 参考

### ◇日本国憲法第三章第二十六条

- > すべて国民は…。
  - > ○2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護
  - > する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、
  - > これを無償とする。
- となっている。

◇日本語版ウィキペディア (Wikimedia Foundation) : 教育の義務

> このウィキでページ「教育の義務」を新規作成しましょう。…

という断り書き (テンプレート) を張り付けている。 - 2018年5月18日現在 -

<https://ja.wikipedia.org/w/index.php?search=教育の義務&title=特別:検索&go=表示&searchToken=79g9hejro2a1ryabcjowi7vst>

上記の憲法第二十六条は素晴らしいものである。ところが、その教育が間違っている (洗脳教育である) 為、今や最悪の憲法と化しているのである。

◇英語版ウィキペディア : Talk:Special relativity (トーク 特殊相対性理論)

> … Special relativity was one of the Natural sciences

> good articles, but it has been removed from the list …

邦訳 :

- … 特殊相対性理論は自然科学の優れた記事の1つでしたが、
- リストから削除されました …

[https://en.wikipedia.org/wiki/Talk:Special\\_relativity](https://en.wikipedia.org/wiki/Talk:Special_relativity)

[目次へ戻る](#)

[6 情報暴力団と洗脳教育へ](#)